社団法人全国有料を入ホーム協会

社國法人 全国有料老人亦一厶協会



新しい ライフスタイルの創造

――活力ある高齢社会を目指して――









発刊のごあいさつ

社団法人 全国有料老人ホーム協会 理事長 **市原 俊男**

■有料老人ホームの時代来たれり

日本は未曾有の少子高齢社会に突入し、政治、経済、社会すべての分野で大きな変革の時を迎えています。我が国は、世界一の長寿を実現したにもかかわらず、それを祝福し享受しようとする希望よりも、高齢社会の問題点に悲観的になり、未来像を描けずに途方に暮れているようです。長引く不況で経済は疲弊し、財政的にも非常に厳しい状況にあります。核家族化も急速に進行し、家族観も変貌しつつあります。介護保険は施行されましたが、介護保険だけを利用して在宅で暮らせるほどサービスは十分ではありません。

確かに日々老いていく現実に一人だけで立ち向かうのは、多くの困難を伴います。日常生活や介護のサービスを受けながら、自由な時間を謳歌して暮らすという有料老人ホームのライフスタイルが脚光を浴びています。有料老人ホームは、精神的肉体的老いの厳しさを和らげ、お元気な時から、介護、看護が必要な時まですべてのライフステージにわたりサービスを提供し、長寿を生き抜いていただくための施設です。有料老人ホームは、まさに、我が国の長寿社会に必要欠くべからざる施設となり、社会の期待に応えていかなければならない時を迎えています。

■20周年を迎えた協会

その有料老人ホーム事業の健全発展と入居者の保護を事業の目的として、昭和57年 に発足したのが当協会です。

発足当時13社19ホームで誕生した当協会も、幾多の試練を乗り越えて20年が経過し、 平成14年2月に20周年を迎える事となりました。加盟施設も177施設と9倍以上となり、加 盟ホーム入居者数も2万人を越える規模にまで発展してまいりました。

20周年の節目を心からお祝いするとともに厚生労働省を頂点とする行政各位、加盟 事業者、加盟ホームの入居者、その他関係者各位の御尽力に深く感謝申し上げます。

当協会の足跡を振り返り、今日の課題と将来の展望を考えることは、意義深いことと考え、この記念誌を発刊いたしました。

巻頭にあたり、業界の黎明期を開拓されてこられた歴代理事長の、功績を振り返り敬意を表したいと思います。

初代加藤泰純理事長は戦後間もなく有料老人ホーム事業の必要性を認識し、自ら先 駆的にホーム事業を手掛けられるとともに協会の発足に尽力された功労者であり、今で も御意見番として第一線で活躍されています。

第2代長谷川力理事長は利用権システムの社会的定着に尽力され、かつ今日の入居者保護事業の根幹をなす入居者基金制度の創設者であります。昭和の終わりから、平成の始めにかけて有料老人ホームへの参入ラッシュ時期の理事長で、会員数を拡大され、協会の基盤を築かれました。

第3代三田道弘理事長は、公正取引委員会から表示の問題で協会自体が警告を受けるという混乱期に理事長に就任され、行政、学識経験者、消費者団体との意見交換に奔走し、多大のご苦労のうえ混乱を収拾されました。災い転じて開かれた協会への道筋を確立されました。

また法律の専門家の立場から常に適切なアドバイスを頂いた玉田副理事長、精神的 バックボーンとして、またいつも困難な局面を打開していただいた島津前副理事長、ジャーナリストとしての広い視野に立って、入居ガイドや「輝友の会」設立などにご尽力 いただいた橋本元副理事長、協会の骨組み・有料老人ホームの基礎的調査研究の指揮をとっていただいた森元常務、スポークスマンとして協会の考え方をPRしていただいた見市元副理事長、理論的にリードしていただいた中島前副理事長、先見性と洞察力あふれる喜多岡副理事長をはじめ、歴代副理事長、歴代理事、現理事の皆様およびそれを支えてきた事務局の皆様にも感謝申し上げたいと存じます。

■新しいライフスタイルの創造 ――活力ある社会をめざして

20周年記念事業の共通のテーマとして『新しいライフスタイルの創造 — 活力ある社会をめざして』を掲げています。有料老人ホームで暮らすという新しいライフスタイルをエンジョイされている入居者には、老人という甘え、行政や身内に対する依存心を捨て、自らの人生を自らの選択と責任で生きていこうという、気高い自立の精神が脈々と息づいています。また、社会の活力を維持するためにも、高齢者を財政的負担でお世話することは必要最小限にとどめ、高齢者福祉の分野に市場経済を育成し、民間活力を導入して、創意工夫あふれるサービスが提供されることが重要です。

経済的に自立している高齢者も、公的施設の世話にならず、自らの選択により快適な老後を過ごせる民間施設の豊富な供給を待ち望んでいます。有料老人ホームの発展が活力ある社会を創造していく時代を迎えたのです。

■有料老人ホームと協会の役割

しかしながら、この事業の発展を市場メカニズムだけに任せておくわけにはいきません。 有料老人ホーム事業は、一般的企業の目的である利潤の最大化にはなじまない側面も あります。また、高齢者特に後期高齢者には、情報を集めたり、比較検討する能力に一定 の限界がある事、それにもかかわらず終の住みかであるがゆえに選択は通常1回限りであり、学習効果が働かない、選択の失敗は許されない事から入居者の保護も必要です。 事業の特殊性と高齢者の特性を鑑みるとき、経済原則、競争原理、効率性の追求だけを追い求めてよい事業ではありません。高齢者にも自己選択、自己責任が求められる時代になりましたが、一方で事業者の自主的規制と利用者を保護する仕組みが必要不可欠です。

ここに事業の健全発展と入居者の保護をはかるという当協会の存在意義はますます 重要度を増してきています。

今日的な協会の課題として、事業の健全発展の観点から法令遵守の指導、経営基盤の強化、市場のルールの整備と市場の拡大、入居者の保護の観点から情報開示の徹底、表示の適正化、苦情の対応、サービスの評価、セーフティーネットの強化などが挙げられます。20周年を機に各界の幅広い参加をいただきながら、多くの課題に取り組んでまいります。

高齢社会に突入した我が国は、多くの解決すべき課題を抱えています。戦後繁栄を築きあげた資産を後世代に継承し、さらなる発展を期するためにも、そしてすべての人が長寿日本を心から祝福する社会の実現をめざして、協会も積極的にその役割を果たしていきたいと考えています。

● 目次 —

•	発刊のごあいさつ	4
	市原俊男社団法人全国有料老人ホーム協会理事長	
•	お祝いの言葉	11
	胎動期●加藤泰純 社団法人全国有料老人ホーム協会初代理事長	
	われら開拓隊として。長谷川力 社団法人全国有料老人ホーム協会第2代理事長	
	ワンポイント・リリーフ。三田道弘 社団法人全国有料老人ホーム協会第3代理事長	
	協会との20年を振り返って●玉田弘毅 社団法人全国有料老人ホーム協会副理事長・明治大学名誉教授	
	社団法人全国有料老人ホーム協会設立20周年に寄せて・上村一社団法人シルバーサービス振興会理事長	
	老後の設計を自分の意志で―その土台として・勝又三千子 社団法人全国有料老人ホーム協会理事・主婦連合	会参与
	魅力ある有料老人ホームを目指して 清水鳩子 主婦連合会副会長	
	全国有料老人ホーム協会への期待・島津寿秀サンライフ寿会長	
	社団法人全国有料老人ホーム協会設立20周年に寄せて●堤修三 厚生労働省老健局長	
	新たな高齢者居住の展開へ • 船津義昭 財団法人高齢者住宅財団専務理事	
	重要な役割を担う協会の発展を願って●山本せつ子 社団法人全国有料老人ホーム協会理事・滋賀県地域婦人団体連合	会顧問
	使命を果たされることを期待して●吉田良子 国民生活センター理事	
•	協会のあゆみ	35
	座談会	
	全国有料老人ホーム協会の20年をふりかえり21世紀を展望する	83
	出席者 阿部正俊 参議院議員・元厚生省老人保健福祉局長 市原俊男 社団法人全国有料老人ホーム協会理事長本多正明 医学博士・才能教育研究会名誉理事 外添要一政治学者 山﨑國治 社団法人全国有料老人ホーム協会理事	
	司 会 干田弘毅 社団法人全国有料老人ホーム協会副理事長・明治大学名誉教授	

	エッセー	113
	協会と広報。新井泉太朗 社団法人全国有料老人ホーム協会理事・弁護士 有料老人ホームを経営して。喜多岡陽子 社団法人全国有料老人ホーム協会副理事長・株式会社 新陽代表取経営情報の継続開示について。澤村廣一 社団法人全国有料老人ホーム協会監事・公認会計士	締役会長
•	役員·会員名簿	·· 119
•	資料編	. 135
	ホーム数および会員数の推移	·· 136
	『会員ホームガイド』ラインナップ	138
	刊行物一覧	140
	協会主催 セミナー実施状況	146
	歴代役員名簿	·· 148
	総会・理事会開催状況	150
	職員名簿	. 151
	定款	152
	協会組織図	··· 162
	年表	···· 163
	あとがき	1 <i>7</i> 5

(名前は50音順)

お祝いの言葉

胎動期

社団法人全国有料老人ホーム協会 初代理事長 **加藤 泰純**

昭和26年、社会福祉事業法が制定され、その7年後に国民皆保険・皆年金が、旧憲法における国民の三大義務、教育・納税・兵役にかわり、教育・納税・年金・保険と変革する。 兵役のかわりに「年金、保険」が国民の義務となるのである。 しかし、これを老人福祉行政のなかに活かすには、なんと40年(介護保険)の歳月を要することになる。

昭和38年、厚生省初代の老人福祉課長に就任したのは村上松五郎氏であった。法の 企画や計画にあたっていた森幹郎氏は、初代の老人福祉専門官となった。

有料老人ホームは、老人福祉法第29条第1項により定義されているが、"老人福祉施設"ではない。"老人福祉施設"とは「公的助成を受けている施設」と限定され、「自立、自助の生活をなし得る施設は福祉施設ではない」と行政指導をしてしまった。制定当時、私と同じ年代の森専門官は、この矛盾に当惑し、専門官になると数年にして行政の立場を辞し、教育の道を選択するにいたる。

昭和48年、老人福祉元年、70歳以上の老人医療費無料となると、医と福祉の境界が あいまいとなってゆく。

有料老人ホーム長寿園と、社会福祉法人長寿会の軽費老人ホームを運営していた私は、この矛盾について中央社会審議会委員としてたびたび当局に進言していたが、漸く昭和49年11月5日、社老第90号として、「有料老人ホームの設置運営指導指針」が厚生省社会局長により各都道府県知事あて通知された。

老人福祉施設(特養・養護・軽費)に対する補助金や公的資金を担当する大蔵省の部門はなべて理財局であった。しかし、社老第90号通知は、この指導指針に基づいて設立される施設には、開発銀行が制度融資の対象とする、と打ち出した。49年の暮れ、開発銀行の融資制度が国会をとおり、昭和50年の予算の中では、銀行局が、各有料老人ホームに融資することを認めた。

全国社会福祉協議会・老人福祉施設協議会は、昭和50年8月、霞ヶ関ビルで有料老人ホームセミナーを開催する。200名の参加者の全員が、有料老人ホームの設立希望者と、その企画者たちであった。

石油ショック・ロッキード事件が、社会問題となっていた時代であり、物価値上げ、一方で、高齢者問題が云々される中に、土地ブームが起こりつつあった。土地の高騰が問題となっていた関係で、土地さえあれば、有料老人ホームができるとの風評をよんでいた。

セミナー参加者の中に向陽会の代表者の名があったことをあとで知る。

朝日新聞の橋本論説委員を座長として、「有料老人ホーム問題懇談会」が発足したのは、「向陽会」事件が因であった。このなりゆきについては、昭和56年8月3日の朝日新聞が報道している。

当時、日本開発銀行の制度融資の利率は9パーセントであった。昭和54年度では、7パーセントになったとはいえ、金利の負担は運営に大きくひびく。

協会が発足したとはいえ、設立当時の会員は13社19ホームにすぎない。会員が増えないと運営費のやりくりができない。

昭和56年7月、有料老人ホーム懇談会の提言をうけて協会の設立総会を開催したものの、事務所を借りる資金もない。当時の日本船舶振興会に助成を申し込んだが、社団法人認可後の条件がついている。その前に事務所を決定せねばならない。当時私は、東邦生命の太田社長の要請をうけ、高齢化問題研究会を月1回、渋谷の東邦生命本社で開催していた。

事務所の提供を太田社長に依頼したところ、当方の要望どおり、銀座東邦生命ビル7階の旧会長室を、3年間、低額で提供するとの回答を得た。有料老人ホームの必要性をいち早く認識されていた結果である。それ以来、社団法人全国有料老人ホーム協会本部はここで20周年を迎えることになる。

昭和57年2月3日、朝日新聞は一面8段抜きで、「社団法人全国有料老人ホーム協会」の発足を報道する。2月8日午前8時、小田原の長寿園に、大和銀行の課長が、私の長寿園への出勤を待っていた。大和銀行との取引を申し込んできたのである。事務所は10時オープンなのに、20名近くの来客が列をなしていた。都市銀行、地方銀行、信託銀行の担当者がその大部分であった。

昭和57年事務職員として、神奈川県社協に、人選を依頼し、面接をして、30代に入ったばかりの女性を採用することになり、常勤は、理事長、常務理事と職員1名、週3回で出発、社団法人全国有料老人ホーム協会の設立パーティーは、3月31日、ホテルニューオータニ・梅の間で開催した。

協会は、「健全なる運営と利用者の保護」を、うったえ続けてゆく。会員を増やさねば、協会の運営は困難となることは自明の理ながら、倒産の責を考えればとの懸念より、そ

の条件はきびしくせねばならない。メリットを考えると協会に加盟しなくても、有料老人ホームは届け出だけですむのだから加盟不要の声もあがり、健全と思うところが加盟せず、 疑問のあるところが、入会を申し込むなどで、半年たっても、発起人会員以上に増えてゆかない。

10月、厚生省OBの森氏が常務理事となる。一方東邦生命太田研究会のメンバーは、 社会福祉学会会長の那須宗一氏を中心に全国高齢化研究会を発足させ、その事務所 を同じく、社長室の隣接に設ける。

さて、当時、シルバービジネスが話題となり、担当は厚生省か通産省かと取り沙汰されていた。しかし、厚生省は、通産省より老人福祉問題だから、厚生省が主導すべきであると提唱した。シルバービジネスの最大手は有料老人ホームであると主張、協会の理事長である私も、シルバービジネスとして団体をつくることになる。私はビジネスの言葉に抵抗し、シルバーサービス振興会とすると提言するとともに、倫理綱領委員会副委員長として綱領を起草した。

この間、国民生活審議会委員としてニューサービス事業のあり方を審議するよう、時の中曽根総理よりの辞令を私は受けた。ニューサービス事業の範囲に驚いた。エアロビクス等6部門があり、その中の一部門として有料老人ホームがあった。私は収益事業と老人ホームのあり方の差を強調した。当時の経企庁OBの委員長はこれを理解し、その後も有料老人ホームのあり方と他のニュービジネスのあり方の差違について勉学されている。

そして一方任期中の昭和60年9月22日のプラザ合意による円高、土地の暴騰は、バブル経済をうみ、社会変動の中に、有料老人ホームのあり方そのものが本来の、「自立自助による高齢者の生活の場」から、ニュービジネスの一端を担う企業であるかのごとく位置づけられてゆく。私自身、当初より決めていた3期6年の任期を終えて、長谷川力氏にバトンタッチした。

われら開拓隊として

社団法人全国有料老人ホーム協会 第2代理事長 **長谷川 力**

昭和40年代に入るころ(1965年頃)、政府が実施した世論調査の結果では、国民の80パーセント以上が中産階級だという意識を持つようになっていました。また、世帯構成は急速に核家族化が進み三世代同居で、子が老親の面倒をみるというわが国の長い伝統的な家族構成は激減して、子世代人口は急速に大都市圏へ集中するようになりました。

そして、昭和45年にはわが国も高齢化社会(総人口にしめる65歳以上人口が7パーセントに達した社会に対する国際的な共通認識)に突入して、その後も世界に前例のない速さで高齢化率が上昇しています。このような諸条件の中で、当然生まれるべくして近代的な有料老人ホームが誕生して来ました。

わが国の社会保障政策は近年ようやくサービス提供者と利用者の対等の契約、及び 自由選択という基本的人権に照らして当然と考えるべき命題を実現する方向で改革が 動きはじめて来ました。介護保険制度がこれであります。

この35年ほどの間に、正に時代に先駆けて有料老人ホーム業界は、選択と契約の福祉サービスを実践し、利用者の方々は自由と自立(自律)の尊厳ある生き方を実現して来たのであります。そして協会はそのソフト・ハード両面の質の向上に努力し、利用者・事業者双方のための制度の充実や、利用者とその家族を中心とした国民の意識の啓発に努力を重ねて来たと言えると思うのです。

さて、私は昭和63年の5月から理事長に推挙されて、いささか長過ぎた9年間を務めさせていただきました。充分にその責任を果たし得なかったことを反省いたしますが、特に草創期であった業界でありましたが故のいろいろなことを思い出します。それらのいくつかの出来事を記してみたいと思います。

●「有料老人ホームはどんな法人ですべきか」

昭和60年厚生省にシルバーサービス振興指導室が設置されて間もない頃に、室長さんとの会話の中で、「有料老人ホームはどんな法人で設置運営されるべきか」ということで意見を求められました。この仕事を福祉の立場で発想し設立運営をして来た私は、株式会社でよいとは答えられず協同組合的な発想で、生命保険会社のような相互会社という方法でもよいではないかと言ったことがありました。株式会社の経営責任者は利益追求が大きな責任であることから、高齢者にサービスを提供する事業には世論の同意を

得ることが簡単ではないと感じられたからでした。その後は意見交換を重ねることもなく、 厚生省は事業法人の限定をすることなく、事実は急速に株式会社がこの業界に進出してくることになりました。その後、理事会の席で、株式会社の事業者が最大限15パーセントぐらいまでの利益は認めてほしいと発言したことや、利益追求を第一目標に掲げた事業企画者がセミナーに多く参加して来ましたが、有料老人ホームにおいては利用者がしっかりと事業者にあるべき姿勢(運営方針)を要求して来て、業界は順調に充実発展をして来たと考えられます。

● 「有料老人ホーム探険隊」に呼ばれて

評論家であり、大学教授でもあって、政府関係の各種委員会でさかんに活躍されている樋口恵子さんが主宰する「高齢化社会をよくする女性の会」が有料老人ホームを研究し、体験入居等を重ねて、「われら有料老人ホーム探険隊」という本を出したのが1991年9月でした。この会が主催する研究会や公開討論会に数回呼ばれたことがありました。第1回目の時、「皆さんは探険隊で大いに調査研究してご意見をください。私たちは開拓隊です。開拓隊はすべてが分かって、すべての方法が確立したから事業を行うのではありません。日本の老人自殺率が世界一にもなっている。しかも自殺原因のうち貧困はたったの4パーセントという実情を解決する一方法として私はとりくんで来たのです」と話しまして、「建設的な意見を大いに期待します」と申し上げました。

別の時に厚生省のO課長さんと一緒に公開討論会に出席したことがありました。この時厚生省の指導指針の中には、介護用の設備機能を全入居者数の5パーセント設けるようにという基準がありました。しかし、実際は5パーセントでは不充分でした。「有料老人ホームでは、はじめは平均年齢約70歳ですが、20年経つと要介護老人は20パーセント以上にもなるのです。しかし、はじめからこれだけの設備機能をそろえることは、経営上最善かどうかは研究の余地があります」と私が答えたため、O課長は大変窮地に立つことになりました。大変申しわけなかったと思いますが、当時厚生省は65歳以上の高齢者の5パーセントが要介護になると統計的に考えていたのでした。最近はどうなのでしょうか。

●事業予定者セミナー盛況のとまどい

最近でも新たに有料老人ホームを設置経営しようとする人たちは漸増していると思いますが、1990年代になると毎年200社をこえる事業計画者に基礎的な事項を知っていただき健全な事業を進めてもらうためセミナーを開きました。このセミナーでいつも私は最初にお話をし、利益追求を計画の最大要素と考えてはこの事業は出来ないこと、会社の役員、出来れば社長さんにこのセミナーに来ていただいて、まず心構えを知ってほしいこと、利用者の幸せを増進する思いで事業計画をしてほしいことを訴えました。

ある時、私の話の最中に一人の若い人が立って、「お前は自分らだけでこの事業の利益を独占して、中小の事業者には参加させないつもりか。こんな話を聞きに来たのではない」とひどく叱られてしまいました。それにしても随分たくさんの業者がセミナーに集まり、相談に来ましたが、健全な計画と愛情のある運営を努力してくれた人たちが会員に加わり、協会が充実して来ていることを嬉しく思います。

●入居予約のキャンセルは家族の反対が一番

1990年代には全国各地での入居希望者のための説明会や相談会がよく開かれるようになり、私も各地の皆さんに大変お世話になりました。入居希望の方々は次第に事前の勉強や理解を充分にするようになり、協会側も充分の説明をすることに熟練していきました。数回の説明会参加や体験入居、訪問等を重ねて、漸く本人たちは仮申し込みをして帰りますが、残念なことにキャンセルも相当の数でした。このキャンセルの理由の第一が子供の反対でした。そして、子供の反対の理由の多くが親戚の反対でした。子供らは、親戚のこわい叔父さんから、「親を老人ホームに入れさせるとは何ごとだ」と一喝されて、全く残念なことになることが多いようでした。そして子供たちが必ず最後まで面倒を見るからと親に頭を下げたが、その数日後老親は風邪をひいて夫婦で寝込んでしまったが誰一人として見舞いにも来なかった。回復した二人は「親戚・家族が何と言おうと自分のことは自分で決める」としたことを聞いたことがありました。

協会の発展と老後の福祉がますます充実することをお祈りしています。

ワンポイント・リリーフ

社団法人全国有料老人ホーム協会 第3代理事長 三田 道弘

創立以来加藤泰純氏(6年)、長谷川力氏(9年)という優れたトップを戴き、我が協会も順調に20年間を歩んできた。

その間個別のホームが問題を起こすような事件が全くなかった訳ではないが、業界全体を揺るがすような事態に遭遇することなく、協会の運営に関しておおむね順調に推移していた。

平成9年6月に、協会発足以来初めて公正取引委員会から会員ホームでなく協会その ものが警告を受けるという大変な問題が起きた。

協会発行の入居ガイドブック広告面に「表示と実態の異なる表現があったため」というのが警告の主旨であった。

そのため、当時の理事会で理事が総辞職するべきという結論に半ば達したが、厚生 省所轄の江口老人福祉振興課長はじめ周囲から、「協会の運営に空白期間が生じるこ とは将来のためにも良くない」と説得され、やむなく理事長長谷川力氏が独り責任をとる 形で辞任された。

残った理事会で互選の結果、副理事長だった私が事後処理のための第3代理事長に 就任したが、約1年間の残任期間を終えたときに理事会から身を退くことを決めていた。

任期半ばで降板された長谷川力氏の無念は察して余りあるが、誉められることの少ない割の合わない職務を9年間もよく務めていただいた。

内部では大半の会員が長谷川氏の誠実で無私な人柄を評価していたが、一部の心無い人たちが「長く理事長を務めているのは、それなりの旨味があるからだ」という勝手な思い込みで、身に憶えのない誹謗中傷を幾度も受けられた。

長谷川氏は、潔くほとんど釈明もされずに淡々と退かれ、引き際の立派な態度は氏の 信仰に基づく人間性を物語っていると、今でも思い出すたびに感銘を憶える。

同時に、善意の事業体がなに故に警告という社会的指弾を受けなければならなかったのか、「ホームの同一敷地内に老人保健施設があります」というような事実をガイドブックに書いても、「民間の事業の宣伝に公的な施設を利用することはまかりならん」という理由で警告を受ける。「世間の尺度と事業者の尺度の違い」などともっともらしい分析は出来ても、真剣に入居を考え情報を探している人々の利益になるのは、本当はどちらなのかという疑問は今なお未解決のまま私の心中に燻っている。

ここで若干協会の体質に触れてみたが思うに、「法人」という人格が健康体であるためには、細胞を構成するここの会員が健全で、頭脳(理事会)の決定に従い行動する事が欠かせない。細胞の中に病原が存在し、外に向かうべき力を内部で消費してしまう事態が多発した。協会20年の歴史を省みて、この事態からの脱皮を図らねば将来の発展は難しいものと、今でも強く感じている。

さて、その年の秋の入居セミナーは全国へのお詫び行脚だった。入居を考えておられる方々は「有料老人ホームは真面目に事業に取り組んでいるのか?」と不安を感じられるし、ホームで働いている職員たちは「入居者の喜びを自分の喜びとして日々頑張っているのに、事業経営の任を全うしていない経営者のせいで自分の職場が世間から疑いの目で見られているのは無念だ」、という感情をなんとかして晴らし、将来への期待を取り戻して貰いたいという気持ちだけで誠実に訴えて歩いた。

残った理事各位も本当によくまとまって、「なんとかしてこの窮状から抜け出そう」という 気持ちで頑張ってくださった。特に副理事長を引き受けて補佐してくださったのは非事業 者理事の玉田弘毅氏と事業者理事の見市拓氏で、玉田氏からは法律の専門家として 数々の適切な助言を頂戴し、見市氏は自分の所属している企業の広報担当を務めてお られた経験から、世間に向けて協会のメッセージを発信する方法等、いろいろと助けて いただいた。協会発足以来初の厚生記者クラブでの記者発表「輝ガイドブック16号の廃 棄」も、氏の助言によるものだった。

その他お名前は出さないが、理事会の全員がなんとかして危機的な状況から抜け出す ために全力で努力してくださった。

私の最後の仕事は厚生省(当時)老人保健福祉局長懇談会「有料老人ホーム等のあり方に関する検討会」の事業者委員として、社会に少しでも正しく業界の実情を認識してもらうことだった。

議論の中で「入居金の保全に対する銀行保証を必須条件とすべき」という意見が出されたが、銀行保証は現状ではどこの銀行も実施していないし、その気もないというのが実情である。その代替案というより根本的改善案であろうと今もって確信していることがある。

規制緩和時代に逆行するが、有料老人ホーム開設のための設置届けについて、届け

出制を廃止し許可制にしてほしいと発言した。

許可制になった場合、主務官庁が中心になり自治体等と共同で開設のための審査を行って、その結果設置を許可されたホームに倒産等万一の事態が発生すれば、許可した側の責任として、少なくとも入居者への補償責任が生じることになり、「万一の時は国が補償してくれる」という安心感から、全体の規模が拡大し、その結果福祉に頼らない高齢者も増加するため国益にも資する、というのが私の持論である。真面目な事業経営を行うホームにとって、許可制は全く障害にならないばかりか、むしろ公的機関からお墨付きを貰えれば、より良い経営に拍車がかかることになると考えている。しかし、残念ながらこの主張は今でも採用されるに至っていない。

最後になるが、現理事長の市原氏と一緒に新旧兼ねての挨拶に厚生省を訪問した際に、就退任の挨拶は恒例で課長宛に行うのだと聞いていたが、江口課長の席に挨拶をしに行くと課長は不在で、「局長がお会いしたいとのことです」とのことで、局長室へ伺うと江口課長も同席していて、羽毛田信吾老人保健福祉局長(当時・その後厚生事務次官)から身に余る労いの言葉を頂戴した。

在任期間中の私の唯一功績は、現理事長市原俊男氏に強引に理事長を引き受けていただいたことだと思っている。大学の先輩として、なにがなんでも理事長になって協会の立て直しに尽力することを、半ば命令的な口調でお願いしたことを、氏の大活躍を見るにつけ評判を聞くにつけ、本当に良かったと思っている。

「顧客(入居者)の利益を何よりも優先する」という気持ちを、ほとんどどの事業者・協会 事務局員・各ホーム職員が持っているという事実を知り得る立場に、たった1年間だが理 事長を務めさせて頂いたお陰で知ることが出来た。

そのことが理事長を務めて得られた最大の報酬だと思っている。故に私は、有料老人 ホームの将来は明るいと確信している。

協会との20年を振り返って

社団法人全国有料老人ホーム協会 副理事長 明治大学名誉教授 **玉田 弘毅**



社団法人全国有料老人ホーム協会が発足したのは今から20年前、昭和57年2月でした。発足に際し、当初、私には監事を引き受けるようにとのことでしたが、その後まもなく変わって、監事でなく理事を引き受けるようにということになりまして、以来、理事として、さらに現在は、理事長を補佐する立場で協会の業務に関わらせて頂いております。

協会創立20周年の節目を迎え、これまでの間に協会の内と外で生起したあれこれに 思いを致しますと、すべてが今ある如く脳裏に蘇ってまいります。これを機会に、極めて雑 駁ではありますが、以下において、協会20年の歩みの一端を私なりに振り返ってみること にいたします。

確か昭和55年4月11日のことでしたが、当時の厚生省社会局老人福祉課から委嘱を うけて有料老人ホーム問題懇談会の委員として、同月23日に開催された第1回の会合に 出席したのが、私としては有料老人ホームとの初めての出会いということになります。懇談 会は、昭和54年の向陽会サンメディック倒産をきっかけに有料老人ホーム問題が国会で とりあげられたことから厚生省社会局に設置され局長招集で進められた会議で、昭和56 年6月8日に最終報告書がまとめられ、同報告書で、有料老人ホームの健全育成と入居 者の保護のため事業者団体の組織化が提案されたことが、協会発足の直接の契機とな ったわけですが、聞くところによれば、そのさきがけとして任意の事業者団体があったとい うことです。

ともあれ、協会発足当初の事業の一つとして、有料老人ホーム入居契約書調査研究委員会が設けられたことが特に強く記憶に残っています。というのは、有料老人ホームは老人福祉法中に根拠規定があるものの公的な補助金とか助成金などとは全く無縁の存在で、その設置運営に要する費用は究極的にはすべて入居者負担であり、そのことも含めて入居者とホームとの関係はすべて入居契約書に基づき規律されるものであるにもかかわらず、当時行われていた具体の入居契約書はホームによってその形式・内容に極めて大きな開差があるだけでなく、一一詳言はいたしかねますが一一法的にみてそれで大丈夫なのかなという条項も決して少なくはないという状況があって、有料老人ホーム事業の健全な発展と社会的認知度を高めていくうえで、なによりもまず具体の入居契約書の検討を進め、協会として入居契約書のモデル契約書作りが必要であるというふうに常務理事の森定義氏も私も認識していたからです。

しかし、これまで業界としてのまとまりが極めて微弱であった有料老人ホーム事業の当時の在り様からは到底一挙にモデル契約書を作るというところまでは行けそうにないので、とりあえずは、どういう状況なのかを把握するための実態調査を行うということで理事会の議を経て委員会が発足したわけです。委員会は、森常務理事の支援のもとに法律専門家ということで私が中心となり、その下のワーキング・グループに当時私の所属大学で同じ民法講座のメンバーであった橋本恭宏、武田政明両教授(当時、専任講師)も参加されて、協会会員事業者からの入居契約書の収集とその分析検討、そして同時並行的に実施した聞き取り調査結果などをリポートにまとめ、なお、末尾に、具体の入居契約書中で比較的難の少ない契約書例を2つだけでしたが参考として掲出しておきました。これが昭和58年5月に協会の名で公にされた『有料老人ホーム入居契約書の調査研究』です。

これを起点にさらに協会では会員事業者を中心に委員会方式で入居契約書の検討が重ねられて、昭和62年7月に『有料老人ホーム入居契約書のひながた』がまとめられましたが、これは、昭和58年の上記報告書末尾に掲出された契約書とそれほど違わない程度のもので、モデル契約書というには、なお、問題点が少なくない状況にありました。

しかし、当時、西ドイツでは、連邦司法省が進めつつあった債務法(民法)改正作業の一環として『債務法改正のための鑑定意見および提言』(Gutachten und Vorsvchläge zur Überarbeitung des Schuldrechts, Band I~III, 1981)が公刊されていて、その第1巻にマックス・プランク研究所のゲルハルト・イグル博士(Dr. Gerhard Igl)による「ホーム契約 — ホーム居住者とホーム経営者との私法上の契約関係を民法典中に特別に規制することは望ましいか」(Heimvertrag — Empfielt sich besondere Regelung des zivilrechtlichen Vertragsverhältnisses des Heimbewohners zum Heimverträger im BGB?)と題する鑑定書が掲載されていましたが、これは、協会が委員会方式で検討してきた有料を人ホーム入居契約書のモデル契約書作りの参考になると考え、森常務理事の手を煩わし西ドイツ大使館を経由して西ドイツ連邦司法省から正式文書による翻訳許可を得て、翻訳しこれにホーム法とその関連法令の翻訳を加えて、昭和63年3月に『西ドイツにおけるホーム契約の諸問題 — ゲルハルト・イグル博士鑑定意見およびホーム法令 — 』というタイトルで協会の名で刊行しました。翻訳は私のほかに同じ所属大学で民法講座

のメンバーであった平野裕之教授(当時、専任講師)、同大学院法学研究科の民事法博士課程後期に在籍していた江上昭俊、鎌田栄一、設楽浩吉の諸氏が担当し、実際にその作業にとりかかったのは昭和62年1月からで授業のない夏休みを有効に使い年内に終えるはずが、なかなかそうはいかなくて翌年にまでずれ込み大慌てしたり致しました。しかし、この翻訳刊行は、その後の協会におけるモデル契約書・モデル管理規程作りに大きく役立ったことでした。その後、再度、協会に事業者側と行政側とから成る委員会が設けられて全面的検討が続けられ、平成3年3月に『標準有料老人ホーム入居契約書』、平成4年6月に『標準介護専用型有料老人ホーム入居契約書』、さらに、平成5年3月に『標準有料老人ホーム管理規程』がまとめられて公にされ、これで、ようやく、入居者とホームとの間の権利義務関係を対等当事者間の権利義務関係という視点から見据えて明確化するというモデル契約書・モデル規程作りがとにもかくにも出来上がったわけです。

昭和57年から平成5年まで10年余の間上記一連の作業にかかわってきた者としてその経過を思い出してみると、そもそもモデル契約書・モデル規程作りというのは、かつて法務省の法制審議会の部会委員や準備会員等として体験した立法作業(法案作り)にも似て、利害の相対立する関係者の要請や主張等を調整しながら、しかも先を見据えて方向性を見誤らないよう一つ一つ条項を練り上げていく作業であって、作業の現場ではどうしても声の大きい方の要請や主張に引きずられがちであり、正直言って、調整役としてあれこれと細かい心配りに悩まされたことも少なくありませんでした。しかし、会員事業者各位の事業哲学や事業に打ち込む熱意等々に裏づけされた事業者側の主張・意見も可能な限り取り込んで作業を進めたことはもちろんで、そのような作業努力もあったからでしょうが、今日これらの標準入居契約書・標準管理規程が有料老人ホームにおける具体の入居契約書・管理規程作りなどにおいて、いわゆる《生ける法》として指標的機能を果たしていることに感慨新たなものがあります。

しかし、上記標準入居契約書・標準管理規程も、平成12年4月1日からの介護保険法の施行で有料老人ホームが同法の特定施設入所者生活介護事業者として指定を受けられることになった関係で、内容的見直しが要請されていて、現在、前副理事長中島弘和氏がキャップでその作業が進められていますが、ぜひ、新しい時代にマッチする先進的な標準入居契約書・標準管理規程作りが実現すること、そして、それが速やかに具体

の入居契約書・管理規程実務に受け入れられて有料老人ホーム事業が社会からより一層信任・信頼される事業として大きく成長発展することを期待するものであり、有料老人ホーム事業がそのように成長発展することにつき私としても及ばずながら微力を尽くす所存であることを申し添えて擱筆させていただきます。

社団法人全国有料老人ホーム協会 設立20周年に寄せて

社団法人シルバーサービス振興会理事長 上村 一

社団法人全国有料老人ホーム協会が設立20周年を迎えられましたことを心から お慶び申し上げます。

全国有料老人ホーム協会は、昭和57年2月に厚生大臣の認可を受けて社団法人として設立されて以来、入所者基金制度の創設、入所者等からの苦情の解決に当たる苦情処理委員会の設置、職員の資質向上のための研修事業の実施等有料老人ホームの利用者の保護と事業者の健全育成に努めてこられ、有料老人ホームの発展に多大な成果を上げられましたことに深く敬意を表する次第であります。

私どもシルバーサービス振興会も、有料老人ホームが、高齢者が老後の長い期間を健康で安全、快適に過ごすため、事業者を信頼して多額の自己資産を投じて利用する施設でありますことから、高齢者が有料老人ホームに入居する際の選択の目安として、施設の設備、運営、サービス、契約、経営等有料老人ホーム事業全般にわたって万全の体制で責任のある運営が行われている有料老人ホームにシルバーマークを交付する制度を平成3年7月に創設して利用者の保護と事業者の健全な育成に取り組んできております。

介護保険制度が昨年施行され、都道府県知事から特定施設入所者生活介護の事業者指定を受けた有料老人ホームは要介護認定を受けた入居者に対する介護サービスに介護報酬が認められており、シルバーサービスの有望事業として新しい事業者の新規参入が促進されており、有料老人ホーム業界の指導的立場にあって利用者の保護と事業者の健全育成に努めておられる全国有料老人ホーム協会の役割はますます重要になるものと思われます。

設立20周年を迎えられた貴会が今後ますますご発展されることを祈念いたしま してお祝いの言葉とさせていただきます。

老後の設計を自分の意志で

― その土台として

社団法人全国有料老人ホーム協会 理事主婦連合会参与 勝又 三千子



社団法人全国有料老人ホーム協会設立20周年おめでとうございます。

戦後、日本の家族制度は崩壊し核家族が増え、それがあたりまえの世の中になりました。

また、男女とも、高学歴になり男女共同参画社会が進み晩婚・未婚等に加え、少子化、 高齢者増になってまいりました。私たちの仲間のほとんどが老後、家族や親族には迷惑 をかけたくない、と異口同音に漠然とした不安を持ちつつ話しております。

平成12年4月から公的介護保険法・成年後見法が同時に施行されました。一応自分の老後の設計を自分の意志で出来るような土台が出来ました。

平成10年から法律の改正により有料老人ホーム協会の第三者理事として私も参加させていただけるようになりました。就任してみて解りましたことは、私たち利用希望者が比較検討出来るための広報誌の作成・入居者からの苦情の対処、各施設のサービスの評価、情報開示の実態調査、契約書のマニュアル作り等々、協会の仕事は驚くほど多岐にわたっております。

昨年から第三者委員が全国各地のホームを訪問し、広報誌「輝」やパンフレット、重要 事項説明書等、入居希望者がホームを選ぶ大切な条件となるものの表示と実態に違い がないかを調査しています。どのホームもその土地柄に合った努力をそれぞれに重ねら れ一生懸命に取り込んで居られることに深く敬意を表します。けれども、つい特徴を出そ うとしての熱意が少し過大な表現になったり、時々変わる法律を理解出来ずにそのまま 書いてしまったりしている点が見受けられました。

協会では今後も出来るだけ多くのホームの実態を利用者の視点に立って把握することに全力を傾注する方針を取っています。この姿勢こそが協会加盟のホームを増やし、利用者が絶対的な信用を持ち、自分に合った所を選ぶことが出来るものだと思います。 人生の最後を楽しく人間らしさを失わず、自立して暮らしたいと誰もが考えています。私達利用者のためにも全国各地のホームはもとより有料ホーム協会のますますのご発展をご期待申し上げます。

魅力ある有料老人ホームを目指して



主婦連合会副会長 清水 鳩子

社団法人全国有料老人ホーム協会が、設立20周年を迎えられるに当たり、協会役員をはじめ加盟ホームの皆さま、事務局スタッフの方々に対し、心から敬意とお慶びを申し上げます。

かえりみますと、協会が昭和57年に設立された頃は、加盟ホーム・入居者数ともそれほど多くなく、しかも、有料老人ホームに対する社会の認知度も決して高くはありませんでした。以来、20年の歳月を経た現在では、加盟ホーム数174、入居者数2万人を越えるまでに発展された背景には、わが国の高齢化、核家族化の進展、高齢者の自立意識の向上によるところが大きいと思いますが、協会自身のご努力を忘れることはできません。

私が、有料老人ホーム協会と直接、かかわりをもつようになったのは、平成6年2月、厚生省老人福祉局長の諮問機関として設置された「有料老人ホームの健全育成及び処遇の向上に関する検討会」(通称・在り方懇)に参加した時でした。当時は、有料老人ホームに対する消費者側(入居者を含む)の批判は厳しかったし、消費者団体はじめ国民生活センター、消費生活センター、地方自治体等に寄せられる苦情も深刻なものがありました。また、ホーム運営の在り方も、利用者の声に耳を傾けるという心配りが不十分でした。

また、利用者が有料老人ホームに対し抱くイメージも、欧米諸国と比較してかなり異質なものがあったことも事実です。在り方懇では、こうした点をふまえ利用者参加、情報提供、地域に開かれたホームの在り方等について欧米の例も参考にしつつ、熱心に議論しました。「措置から選択へ」「行政依存から市場原理導入型へ」と言われても、有料老人ホームについては、簡単に解決の糸口が見出せない部分があって、担当者のご苦心は並々ではなかったように記憶しております。

20年を経た今、昨年4月に施行された介護保険制度によって、有料老人ホームにおける介護サービスに対し介護報酬の給付が認められるなど、協会は、再び新たな課題を背負うことになりました。また、有料老人ホームへの新規企業参入も増えるなど、協会としての任務も、期待もますます多様化、重層化してくることは間違いありません。一方では、協会非加盟ホームとの関係も大切になってきます。消費者契約法の施行に伴う法的な規制も強まってまいります。設立20周年を契機として、開かれた有料老人ホーム、魅力ある有料老人ホームとして、市民の理解を前提にますます発展されることを心からご期待申し上げます。

全国有料老人ホーム協会への期待



サンライフ寿会長 島津 寿秀

全国有料老人ホーム協会が法人化されたのは昭和57年2月、今年は20周年の節目を迎えようとしています。もとより有料老人ホームに入居される方々は高齢者で、加齢とともに介護の必要性が高まってくるのは当然ですが、当時の厚生省はホームでの介護については全く考えていませんでした。しかし高齢化が急速に進む中で介護の必要性が認識され、ホームへの介護居室の設置基準が定められるとともに、平成12年度からの介護保険制度の導入により、ほとんどのホームは特定施設入所者生活介護指定事業所の指定を受けるに至っています。世の中が大きく変革しようとしているとき、当協会もこの大きな潮流の中にあります。私も協会創立以来の係わりがありますだけに、この変革の中で協会は今何をなすべきか、いくつかの提言をしたいと思います。

まず、全国有料老人ホーム協会の構成です。現在有料老人ホームの根拠である老人福祉法第29条に規定されているホームは全国に約350あるといわれておりますが、協会に加盟しているのは174と半数に満たない状況です。協会創設時の理念とは大きく異なり、有料老人ホームの類似施設が過半数を占めている実態を見るとき、協会の構成という基本に立つと大きな問題であります。かつて協会の総会において厚生省当局にこの問題についての所見を伺ったところ、「上司と相談の上回答する」と言われましたが、その後なんらの返答もなく今日にいたっております。協会として充分な検討のうえ早急な対応をお願いします。

次は、有料老人ホームの類型制度についてであります。平成3年厚生省は、協会と充分な協議もされないまま、有料老人ホームを6類型に分類し、制度化しました。しかし介護保険制度の実施により、ほとんどのホームは、特定施設入所者生活介護指定事業所として運営されている現況にあります。旧態依然とした6類型は現状と大きくかけ離れたものであり、厚生行政の怠慢としかいいようがありません。協会としては厚生労働省に対し、早急に改善されるよう要請すべきものと考えます。

次に、国土交通省は高齢者用の優良賃貸マンション11万戸の建設を発表しました。そのマンションの設計内容は詳らかではありませんが、一般の有料老人ホームと大差は無いようですし、介護保険が適用される特定施設として指定も受けられる施設が出てくるものと考えられます。協会としては国土交通省が進める優良賃貸マンションとの整合性について、どのように考えておられるのでしょうか。国の所管省庁は異なろうとも、高齢者のた

めの住宅確保という目的は同じであり、協会の今後を考えるとき厚生労働省だけでなく、 国土交通省との連携も考えるべきものと思いますがいかがでしょうか。

以上、私見を申しましたが、変革の今日ほど時代の先取りをした対応が必要と思いますし、先駆的な取り組みこそが、明日の協会を築いてくれるものと信じます。

20年の節目を迎えた全国有料老人ホーム協会が、ますます発展していくことを、心から祈ってやみません。

社団法人全国有料老人ホーム協会 設立20周年に寄せて



厚生労働省老健局長

堤 修三

社団法人全国有料老人ホーム協会が設立20周年を迎えられましたことを心からお慶び申し上げます。

さて、現在、我が国においては、世界に類を見ないほどの速さで少子高齢化が進んでおり、その一方で経済情勢は依然として厳しく、社会構造の改革に向けて様々な施策が求められております。

私どもの厚生労働行政におきましても、国民一人一人が生涯にわたって健やかに、安心して生活できるような社会づくりを目指し、来るべき超高齢社会に対応できるような社会保障制度の構築にむけて、日々努力しているところであります。そうした中で、高齢社会で避けて通れない問題である介護の問題を国民皆で支え合おうという介護保険制度が平成12年4月にスタートし、現場の皆様方のご尽力に支えられ、概ね順調に実施されてきております。

また、明るく、活力ある高齢社会を構築するためには、高齢者の方々に健康や生きがいを持ちながら、高齢社会の積極的な担い手として御活躍いただけるようにすることが必要と考えておりますが、そのためには、高齢者の方々が住み慣れた地域において、安心して生活できるような居住環境を確保することが重要です。

中でも、有料老人ホームは、「老後の住まい」として入所した高齢者の方々に居住サービスだけでなく、日常生活サービスも提供する施設として、高齢者に適した居住環境を提供することが期待されています。さらに、介護保険制度においては、「特定施設入所者生活介護」として位置づけられ、介護サービスの費用が保険で賄われることとなり、より利用しやすくなった一方で、一層のサービスの充実が求められるようになっております。

そのような中で、老人福祉法にも定められておりますように、入所者の保護と有料老人ホームの健全な発展への貢献という役割を担う全国有料老人ホーム協会には、有料老人ホームが高齢者にとって安心できる「我が家」として選ばれるものであるよう、質の確保・向上に向けて、協会会員の自発的な取り組みを促すとともに、積極的なリーダーシップを発揮いただきたいと考えております。

最後に、設立20周年を迎えられた貴会の今後ますますのご発展を祈念いたしまして、 お祝いの言葉とさせていただきます。

新たな高齢者居住の展開へ



財団法人高齢者住宅財団専務理事 船津 義昭

このたび、社団法人全国有料老人ホーム協会が創立20周年を迎えられ、20年誌を編纂されますことを心からお慶び申し上げます。また、この20年の間、協会を今日在らしめた役職員の皆様のご苦労と、協会が果たしてきた役割や効果の大きさに、改めて敬意を表する次第であります。

協会が創立された昭和57年(1982年)における我が国の高齢者数は1135万人、高齢化率は9.6パーセントでしたが、この20年ほどの間における高齢化の進展は凄まじく、平成13年9月には高齢者数2272万人、高齢化率17.9パーセントに達し、やがて、高齢者数3188万人、高齢化率25.2パーセント(平成27年:2015年)となる超高齢社会の到来が予測されています。したがって、この著しい高齢化に対処することが様々な分野に求められています。また、具体的な課題のひとつとして、増加する単身や夫婦のみの高齢者世帯への対応があります。

一方、居住の場では、シルバー・ハウジングの制度が昭和62年度に創設され、これ以降に公的高齢者住宅の制度がいくつか整備されることとなりましたが、有料老人ホームの供給はかなり早くからで、既に昭和57年には90ヵ所あり、平成11年には298ヵ所となって、大きな伸びを示しています。また、有料老人ホームの協会への加盟率をみますと、昭和57年には約15パーセントであったものが、現在では約60パーセントと飛躍的に増大しています。協会加盟の有料老人ホームが増大するということは、高齢者にとって、一定水準の居住の場が拡大されることになるので、この点からも協会の果たしてきた役割は大きいといえます。

さて、世界一の長寿国となった我が国では、人生80年の時代を迎えました。健康寿命 も長くなり、多くの高齢者は元気で社会参加活動等を行いながら年を経ていることにな ります。しかしながら、やがては身体が弱化して生活支援のサービスを必要とする者もで てきます。

従って、これからの高齢者の居住にとっては、単身や夫婦のみの高齢者世帯のための 住まいの整備とともに、必要な場合に利用できる生活支援サービスを備えた住まいが求 められることになります。有料老人ホームは、このような住まいへのひとつの対応と考えら れますし、住宅と福祉との連携が連担・融合へと進まざるを得ない社会状況になってき ていることを考えると、有料老人ホームをより望ましい居住の場へ誘導するため、協会の 活動に大いに期待するところがあります。

協会が創立20周年を迎えるのを機にますます発展し、より良い高齢者居住のため、新たな役割を担うことを期待申し上げるとともに、関係者各位のご健勝を祈念いたし、お祝いの言葉といたします。

重要な役割を担う協会の発展を願って

社団法人全国有料老人ホーム協会 理事 滋賀県地域婦人団体連合会顧問 山本 せつ子



社団法人全国有料老人ホーム協会設立20周年をお迎えになり心からお慶び申し上げます。

かえりみますと、第2次世界大戦後我が国は、急速な経済高度成長により社会構造の変化、家族形態も核家族と個々を大切にする時代に、また世界でも類を見ない急激な速さで高齢社会を迎え、国民の意識の変革がもとめられました。人生80年時代となり働く者の多くは定年後約20年を仕事と離れて夫婦で過ごすことになり、中でも男性の場合は家庭生活や地域社会に溶け込みにくく、女性は男性に比べ10年近く一人暮らしで過ごすことになり、核家族のため「老老介護」等誰もが通る老いの道について、国をはじめ、地方行政・地域社会・各種団体、私の所属する地域婦人会でも研修と学習にこの問題を課題に試行錯誤しております。その中で、当協会の事業所では時代の先取りで、定年後の長期間を自らが選択、学び、働き、交流出来る場を相互扶助システムなどの条件で、敷地内に住居とあらゆる機関、豊かな空間を整備し、建設運営される施設が芽生え、国では民間モデル施設として認め、全国連絡機関として厚生省が社団法人の認可をなさったと思います。

年月の経つのは早いもので今日20年をお迎えになり、お手本のない事業を継続なさったことは毎日が大変な日々だったと思います。私は平成10年度より第三者理事として仲間入りをさせて頂きましたが、ちょうど新規に介護保険制度の施行前ということで、理事長はじめ役職員の皆様方は民間事業所代表としての意見をもとめられる一方、各事業所に対しては納得のいく説明と研修の繰り返しで多忙な2年間であったのです。そして平成12年4月からは各事業所が認定事業所として足並み揃えて取り組んでこられましたが、まだまだ十分とはいえないことが多分にあるでしょう。

常に考察と工夫をしながらの1年間だったと感じております。このような中にあって介護 保険施設に対する利用者保護の観点から不祥事未然防止のためと指導監査など今ま での公取委員会よりの警告とその都度かぎりない問題がおこりますが、協会では常にす みやかに対処にあたられる努力の数々誠にご苦労様です。

このように重要な役割を果しておられる協会は、各事業所の発展にはなくてはならない協会ではないでしょうか。一般社会人私たちも協会を目標にしております。ますますの発展をお祈り申し上げます。

使命を果たされることを期待して



国民生活センター理事 吉田 良子

社団法人全国有料老人ホーム協会設立20周年、誠におめでとうございます。

協会が、厚生大臣認可の社団法人として産声をあげたときは19しかなかった加盟ホームが、20年後の今174にもなり、1000人余であった入居者総数は2万人を超えるまでになりました。高齢者人口の増加や少子化・核家族化を背景に、ホーム自体の数が増えたとはいえ、他のサービス業には類をみないほどの個性的な業界をここまで組織化してきた協会のひたむきな御努力に対し、深く敬意を表する次第です。

私と協会との出会いは、1990年、わが国の高齢化が世界に例のないスピードで進行しつつあることが社会的に広く認識され、その対応が真剣に議論されはじめた頃でした。国民生活センターが、有料老人ホームに関する消費者向けの情報を作ることになり、ご協力いただいたのがお付き合いの始まりでした。初めて協会の職員の方とお話しして、高齢社会におけるホームのあり方を模索する真摯な態度に深い感銘を覚えたことを、いまでもはっきり記憶しています。

わが国の高齢者人口は増加を続け、2020年には国民の4人に1人が高齢者になるといわれています。一方で人口の減少・少子化が進んでいます。高齢者の多くが有料老人ホームで老後を生きることになるでしょう。

老後の人生をいかに生きるかは、個々人にとっても社会にとっても重い課題です。いうまでもないことですが、衣食住が満たされているだけでは幸せとはいえません。生きがい、ふれあい、知的欲求、好奇心など形のないもの、手で触れることができないもの、それらが満たされてはじめて幸せな人生といえます。高齢者にとっての幸せが、若い世代の幸せと違うものであるはずはありません。有料老人ホームは「人生最後の高額な買い物」といわれます。この「最後の買い物」は、こんなに多くのものがセットになっている「商品」です。消費者が安心して老後を生きるために、ホームにできることはたくさんあると思います。ホームにしかできないことがたくさんある、と言い換えてもいいでしょう。そして、そのために協会が果たすべき役割は、今後ますます大きくなるものと思います。

協会が、いかんなくその使命を果たされることを期待しています。